

岩手県告示第478号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による消防設備士講習を次のとおり行う。

令和2年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習の会場地、区分及び日時

会場地	講習区分	日 時
滝沢市	消火設備	令和2年10月9日(金) 午前9時30分から午後5時まで
	警報設備	令和2年10月14日(水) 午前9時30分から午後5時まで
	避難設備・消火器	令和2年10月23日(金) 午前9時30分から午後5時まで
北上市	避難設備・消火器	令和2年10月22日(木) 午前9時30分から午後5時まで
釜石市	警報設備	令和2年10月6日(火) 午前9時30分から午後5時まで
奥州市	警報設備	令和2年10月16日(金) 午前9時30分から午後5時まで

2 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受講した日以後における最初の4月1日から5年以内の者

3 受講手続 受講申請書を令和2年9月15日(火)までに一般財団法人岩手県防災保安協会へ提出すること。

4 その他 詳細については、一般財団法人岩手県防災保安協会又は岩手県総務部総合防災室に問い合わせること。